

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP & TICKET 利用規約

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 Urban Sharing（以下「当社」といいます。）が提供する本サービス（第 1 条で定義されます。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用については、本規約等（第 1 条で定義されます。）が適用されるものとします。また、本サービスの利用の開始をもって、ユーザー（第 1 条で定義されます。）の皆様は本規約等の全てに同意されたものとみなします。

第 1 条（定義）

本規約において使用される用語は、以下の意味を有するものとします。

- (1) 「アカウント」とは、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP 又は MATIC その他の暗号資産を管理又は保管するためのアカウントをいいます。
- (2) 「基準 MATIC レート」とは、個別契約成立日の前日午後 12 時時点において、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が公表している最新の MATIC と日本円の通貨ペアに係る参考価格をいい、市場区分は取引所の参考価格を用いるものとします。なお、当該参考価格の公表が停止された場合など、基準 MATIC レートの変更を行う必要が生じた場合、当社は別の交換レートを基準 MATIC レートとして指定するものとします。
- (3) 「個別契約」とは、第 2 条第 1 項に規定される当社とユーザーの間で締結される売買契約をいいます。
- (4) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、肖像権その他の知的財産権（これらの権利を取得し、又はこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）をいいます。
- (5) 「Neut」とは、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を含む様々なホテルのデジタル会員権等の販売・流通サービスが提供される、株式会社 Pictors & Company が運営するプラットフォームのことをいいます。
- (6) 「Neut ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://www.neut.org/>」である株式会社 Pictors & Company が運営するウェブサイト（サブドメインを含み、また、理由を問わず

Neut ウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。)をいいます。

(7)「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含みます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同様とします。））、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロも若しくは特殊知能暴力集団等、その他又はこれらに準ずる者又は国外においてこれと同視される者（これらを総称して、以下「暴力団員等」といいます。）

② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(8)「本規約等」とは、本規約、個別契約、当社が定めるプライバシーポリシーその他本サービスに関連して適用があるものとして当社が Neut ウェブサイトを通じて公表する又はユーザーに対して通知する規約、購入ガイド、利用ルール、FAQ 等の総称をいいます。

(9)「本サービス」とは、(i)当社が PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を発行し、ユーザーに対してそれを販売するサービス（以下「購入サービス」といいます。）並びに(ii)ユーザーによる PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP 及び PLAYLIVING IZU TICKET の利用に関するサービス（以下「チケットサービス」といいます。）を総称したものをいいます。

(10)「本宿泊予約日」とは、ユーザーが購入した PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP から付与される PLAYLIVING IZU TICKET を使い、宿泊利用を目的としてユーザーが2年間の有効期間の中から宿泊予約ができる特定の日付をいいます。

(11)「ユーザー」とは、本サービスの利用者をいいます

(12)「付与」とは、MEMBERSHIP を保有するユーザーに対して、PLAYLIVING IZU TICKET を当社から無償で付与することをいいます。

- (13) 「MATIC」とは、暗号資産であるマティック (MATIC) 、又はその単位をいいます。
- (14) 「PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP」とは、第 6 条に定める償却期限内において当社が指定するサービスを利用することができる会員権を表章する、ブロックチェーン上で発行されるトークン (以下「NFT」といいます。) をいいます。
- (15) 「発行上限数」とは、当社が本サービスを提供するために発行することができる PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の発行上限数をいいます。なお、発行上限数は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売開始時に、Neut ウェブサイトを通じて当社より公表されます。
- (16) 「登録料」とは、購入サービスに対する対価をいいます。
- (17) 「効力発生日」とは、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の効力が発生する日をいいます。なお、効力発生日は、Neut ウェブサイトを通じて、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売開始時に、当社より公表されます。
- (18) 「PLAYLIVING IZU TICKET」とは、第 8 条に従って、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を保有するユーザーに対して付与される別途当社が定める権利を表章する NFT をいいます。

第 2 条 (個別契約の成立)

1. ユーザーは、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の購入を希望する場合には、当社が指定する方法で、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の購入の申込みを Neut ウェブサイトをとおして当社に通知し、当社がかかる購入の申込みを確認の上、ユーザーに対して通知することにより、当該ユーザーと当社との間で PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の購入に関する個別契約が成立します。個別契約が成立した場合、ユーザーは、当社からの通知に記載された期限までに、当社が PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の対価及び登録料として定める価格を、MATIC を送付することによる支払い若しくはクレジットカードでの支払い又は日本円で当社の指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の対価及び登録料の価格の割合は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の対価 : 登録料 = 4 : 1 となります。当該対価の支払いのために生じる費用は、ユーザーが負担するものとします。
2. 当社は、個別契約が成立した場合、次条に基づき当社が PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売を拒否又は中止する場合を除き、効力発生日以降、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を、当該ユーザーのアカウントに送付することによって発行し、当該発行により購入サービスが完了します。

3. 当社がユーザーに対して、前項に基づき PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を送付する場合、一定期間を要する場合があります。ユーザーは、この点につきあらかじめ同意しているものとみなします。

第 3 条 (PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売の条件)

1. 当社は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の購入を希望するユーザーが、第 21 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断する場合その他当社が PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売を拒否することが合理的であると判断する場合は、当該ユーザーに対する前条に定める PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売を拒否することができます。
2. 当社は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売数が効力発生日の 14 日前までに、当社が別途定める目標販売数に到達しない場合は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売を中止することができます。
3. 当社は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP 保有者に対して公平にサービスを提供するため、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の発行上限数を定めています。発行上限数は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売開始時に、当社より、Neut ウェブサイトを通じて公表されます。

4. 第 4 条 (公租公課)

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の売買、保有又は利用に課される公租公課及び登録料に課される公租公課については、ユーザー本人が負担するものとします。また、ユーザーは、自己に課される公租公課の種類や金額について、自らの責任と判断で支払うものとします。

第 5 条 (個別契約のキャンセル)

1. ユーザーは、いかなる場合でも、個別契約を解除することはできず、また、ユーザーが PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の対価及び登録料として当社に支払った金銭の返還を求めることはできません。
2. 当社は、第 3 条第 1 項に基づき、ユーザーに対して、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売を拒否する場合又は第 3 条第 2 項に基づき、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の販売を中止する場合には、当社の裁量により、個別契約を解除することができます。この場合、当社が

ユーザーから PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の対価及び登録料として MATIC を受領したときには、ユーザーに対して、当社が別途定める方法により、当該 MATIC の返還を行うものとします。また、ユーザーから PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の対価及び登録料として日本円による支払いを受けたときには、振り込まれた金額をユーザーの指定する銀行口座に振り込む方法により、返還を行うものとします。なお、個別契約の解除に伴う返金のために生じる費用は、ユーザーが負担するものとします。

3. 当社は、ユーザーが第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、ユーザーに PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を送付した後であっても、個別契約を解除し、当社がユーザーに販売した PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の機能を喪失させることその他当社の裁量により適切と考える措置を実行することができるものとします。この場合の PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の購入代金の返却方法は、本条第 2 項に準じるものとします。なお、個別契約の解除に伴う返金のために生じる費用は、ユーザーが負担するものとします。

第 6 条 (PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の償却)

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP のユーザーへの送付後、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP と紐づいた PLAYLIVING IZU TICKET が毎年 1 回、当社所定の日、当社から無償で付与されます。当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP に基づき、PLAYLIVING IZU TICKET が 20 年間で合計 20 回付与され、最後に付与された年の 12 月 31 日の経過をもって、当社及びユーザーのいかなる手続を要することなく、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP は償却され、利用することができなくなります。

第 7 条 (PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の譲渡)

1. ユーザーは、当社が定める効力発生日以降、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を第三者に譲渡することができます。
2. PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を譲渡したユーザーは、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を譲渡した時点で、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP が表章する権利を失うものとします。ただし、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の譲渡時に、当該ユーザーが既に保有している PLAYLIVING IZU TICKET については、この限りではありません。

3. PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP が表章する権利は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP と切り離して譲渡することはできません。ユーザーが、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP が表章する権利を、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP と切り離して譲渡しようとした場合、その時点で当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP は無効となり、かつ、その表章する権利は消滅するものとします。
4. PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の譲渡に関して、法令若しくは本規約等に違反する行為があった場合又は著しく不適切な行為があったと当社が判断した場合、当社は、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP 及びその表章する権利を停止、制限又は消滅させることがあります。また、当社は、本項に基づく措置によって譲渡人又は譲受人に生じる損害等について、当社の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、一切責任を負わないものとします。
5. PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の売買は、現行の法令又は将来の法改正等によって課税対象となる可能性があります。譲渡人及び譲受人はこのことを十分に理解し、自己の責任と負担において PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の売買を行うものとします。なお、当社は、課税対象となるか否かを含む課税に関する事項についてアドバイスの提供等一切の行為を行っておりません。課税に関する疑義が発生した場合は、譲渡人及び譲受人は自らの責任と負担においてご自身で決定していただくか又は専門家に判断を仰いでいただきますようお願いいたします。

第 8 条（付与の方法）

1. 効力発生日において、当社は、PLAYLIVING IZU TICKET を、Neut ウェブサイトを通じて、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を保有するユーザーに対して、即時付与を行います。
2. 2 回目以降の PLAYLIVING IZU TICKET の付与は、効力発生日を基準として 1 年毎に行うこととし、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の償却がされるまで合計 20 回の付与を当社より行います。
3. 当社から付与される PLAYLIVING IZU TICKET の有効期間は、付与時点から 2 年間とします。
4. 当社が別途指定した場合には、本条の方法によらず、付与を行うことがあります。ユーザーは、当社による付与の方法又は時期の変更について、あらかじめ同意したものとみなします。

第 9 条（リスクの承認）

ユーザーは、当社に対して、次の各号に定める PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP に関するリスクを確認し、当該リスクを了承するものとします。

(1) 流動性リスク

当社は、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP について、P2P での取引及び MATIC その他暗号資産等への交換を前提としておらず、またその可能性について一切保証するものではありません。

(2) ハードフォークによるリスク

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP は、Polygon のブロックチェーンを利用して発行されており、かかるブロックチェーンのハードフォークにより、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の移転が困難になる、あるいは利用方法に変更が生じる等のリスクがあります。

(3) サイバー攻撃リスク

サイバー攻撃によりアカウントの情報等が漏洩し、ユーザーが保有する PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP が無断で第三者に送付される等のリスクがあります。ユーザーが保有する PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP は、ユーザーが自己の責任において管理する必要があります。

(4) ネットワークによるリスク

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の取引は、ブロックチェーンの仕組みを利用して行われるため、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の付与・移転等（以下「付与等」といいます。）に一定の期間を要する可能性があり、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の付与がアカウントへ反映されない可能性や PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の付与等がキャンセルされる可能性があり、また、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP は電子的に記録され、その移転は、ネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

(5) アカウントに関するリスク

ユーザーは、その保有する PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を管理又は保管するためのアカウントにアクセスするために必要となる秘密鍵を喪失した場合、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を利用することができなくなります。また、秘密鍵が流出等した場合、第三者によるアカウント侵害・乗っ取り等が生じる可能性があります。

(6) 法令・税制変更リスク

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を含む NFT に関する法令及び税制が流動的であり、将来において、法令、税制又は政策等の変更により、NFT の付与が禁止、制限又は課税の強化等

がなされ、NFTの保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があり、これらに起因して、ユーザーに予期しない損失が生じる可能性があります。

(7) その他のリスク

PLAYLIVING IZU MEMBERSHIPを購入する際に、第三者が当社になりすまして、不正なアカウントを表示して、ユーザーが送付する金銭又はMATICを詐取する可能性があります。支払いを行う際は、ユーザー自身の責任において、支払先の真正性について確認する必要があります。

第10条（本サービスの中断及び提供停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前にユーザーに通知することなく、本サービスの提供を全部又は一部中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに係るシステムの点検及び保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故、故障等により停止した場合
 - (3) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合
 - (4) 法令、当社規則等に基づき調査を行うことが必要と当社が合理的に判断した場合
 - (5) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (6) 第三者による本サービスへの不正アクセス等により、本サービスの安全性を確認する必要がある場合
 - (7) ブロックチェーンのネットワーク手数料（ガス代等）の高騰、ハードフォークの発生等NFTの取扱いに係る問題が生じた場合
 - (8) その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、やむを得ない事情がある場合、ユーザーに事前に通知することにより、本サービスの提供を廃止することができるものとし、ユーザーは予めこれを承諾するものとします。
3. 当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、前各項に定める措置により、ユーザーに生じた損害についてその責任を負わないものとします。

第11条（他社サービス）

本サービスの利用には、NFTの保管機能を提供するウォレットなど、当社以外の事業者が提供するサービスの利用が必要となります。これらのサービスについて、当社がユーザーのために参考情報として紹介する場合がありますが、当社は、当社以外の事業者により提供されるサービスについて、一切

の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではないものとします。

第 12 条（禁止事項）

当社は、本サービスの利用に際し、ユーザーによる以下の各号に記載する行為を禁止します。

- (1) 法令若しくは公序良俗に違反し、第三者に不利益を与える行為又は不利益を与えるおそれのある行為
- (2) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 本規約に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (4) 他社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉、信用若しくは社会的評価を毀損する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
- (6) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為
- (7) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) 他のユーザーになりすます行為
- (9) 当社若しくは第三者が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアの利用に支障を与える行為又はおそれのある行為
- (10) 当社又は Neut 提供のインターフェース以外の方法でサービスを利用する行為又は疑われる行為
- (11) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 虚偽又は故意に誤った情報を当社に届け出る行為
- (13) 当社に無断で宣伝、広告、勧誘、営業その他営利を目的とする行為
- (14) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与への関与又は関与が疑われる行為
- (15) PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP に係るデータを、ブロックチェーン上以外において、自己使用以外の目的で利用する行為（当該データをブロックチェーン上以外で複製、第三者提供等する行為、当該データを元に製品を作る行為等を含みます。）
- (16) PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP に関し利用しうる情報を改ざんする行為又は PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP を改変する行為
- (17) 本サービスのソフトウェアと相互に作用し、当社が利用することを認めていないプログラムを用いる行為

(18) 前各号の行為を第三者に指示し、教唆し若しくは扇動等する行為

(19) 本サービスの運営を妨げる行為、及び支障をきたす行為

(20) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第 13 条（本サービスの変更）

1. 当社は、その裁量により、ユーザーに対する事前の通知なく、いつでも、本サービスの機能追加、品質維持及び品質向上を目的として、本サービスの全部又は一部を変更できます。
2. 当社は、本サービスの変更により、変更前と同等の機能及びサービス内容が維持されることを保証しません。

第 14 条（秘密保持）

1. 本規約又は本サービスに関連して、ユーザーが、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか又は知り得た、当社の技術、営業、業務、その他の事項に関する全ての情報（以下「秘密情報」といいます。）について、機密として保持し、本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号に定める事由についてはこの限りではありません。
 - (1) 当社から提供若しくは開示がなされた時点又は知得した時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 当社から提供若しくは開示がなされた時点又は知得した時点で、既に自らが適法に保有していた情報
 - (3) 当社から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後で、自らの責に帰すべき事由によらず刊行物その他により公知となった情報
 - (4) 提供又は開示につき正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
 - (5) 当社から開示を受けた情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (6) 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報
2. 前項の定めにかかわらず、ユーザーは、日本若しくは外国の法令若しくは規則の定めに基づき、又は権限ある官公庁、自主規制機関、証券取引所、裁判所その他の公的機関による要請に基づき、秘密情報を必要最小限の範囲で開示することができます。

3. ユーザーは、本規約等の終了時又は当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄します。

第 15 条（個人情報保護等）

1. 当社は、本サービスにおいて取得したユーザーの個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとし、ユーザーはこれに同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの品質向上のために、各ユーザーの本サービス中における操作行為に関するデータを収集、調査及び分析することができるものとし、ユーザーはこれに同意するものとします。

第 16 条（知的財産権等の帰属）

1. 当社ウェブサイト及び本サービスに関する創作物（画像及び映像、音楽、商標又はロゴ等を含みますがこれらに限られません。以下本条において同様です。以下「当社成果」といいます。）に係る一切の知的財産権その他の財産的権利は、当社又はこれについて正当な権限を有する第三者に帰属します。
2. 個別契約に基づく PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の送付は、本サービスの利用に必要な範囲を超えて、当社ウェブサイト又は本サービスに関する、当社又はこれについて正当な権限を有する第三者の知的財産権の譲渡若しくは使用許諾を意味しません。
3. ユーザーは、いかなる理由によっても、知的財産権を侵害するおそれのある行為（改変、公開、配布、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限られません。）を行うことはできません。
4. 当社は、当社成果を、何ら制限なく自由に利用できます。
5. 当社は、当社成果を、ユーザーに対し、開示する義務を負いません。

第 17 条（損害賠償）

ユーザーは、本規約等に違反し、当社又は第三者に損害等を与えた場合、当該損害等を賠償する義務を負います。

第 18 条（免責及び責任制限）

1. 当社は、次の各号に定める損害については、債務不履行、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。ただし、第 3 項に定める場合はこの限りではありません。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力に起因する損害
 - (2) ユーザー設備の障害又は本サービス用の設備までのインターネット接続サービスの不具合等のユーザーの接続環境の障害に起因する損害
 - (3) 本サービス用の設備からの応答時間等のインターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用の設備への侵入に起因する損害
 - (5) 善良な管理者の注意をもってしても防御できない本サービス用の設備への第三者による不正アクセス、アタック又は通信経路上での傍受等に起因する損害
 - (6) 当社が定める手順、セキュリティ手段等をユーザーが遵守しないことに起因する損害
 - (7) 本サービス用の設備のうち第三者が製造するソフトウェア（OS、ミドルウェア及びDBMSを含みます。）及びデータベースに起因する損害
 - (8) 本サービス用の設備のうち、第三者が製造するハードウェアに起因する損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因する損害
 - (10) 刑事訴訟法第 218 条、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律その他の法令又は裁判所の命令に基づく強制的な処分に起因し、又は関連する損害
 - (11) 本サービスに関する法令、監督官庁の命令等、自主規制規則その他当社が従うべき規則等の新設、改廃、解釈の変更等（その効果が過去に遡及する場合を含みます。）に起因する損害
 - (12) 当社ウェブサイトとのリンクの有無を問わず、第三者のウェブサイト又は商品若しくはサービスに起因する損害
 - (13) ブロックチェーンのネットワーク手数料（ガス代等）の高騰、ハードフォークの発生等による損失
 - (14) ユーザーのアカウントの侵害・乗っ取りによる NFT・MATIC の流出
 - (15) 前各号に定める損害の他当社の責めに帰することができない事由に起因する損害

2. 当社は、本サービスの利用に起因して生じたユーザー間又はユーザーと第三者との間の紛争に関し、一切の責任を負わないものとし、ユーザーは、当社に紛争の解決を求めることはできないものとし、ただし、当社の判断により、当社も協議に加わることができるものとし、
3. 本規約の他の規定にかかわらず、当社は、当社の故意又は重大な過失によってユーザーに損害が発生した場合は当該損害を賠償します。なお、当社の過失（ただし、重過失を除きます。）によりユーザーに損害が発生した場合の債務不履行、契約不適合責任、不当利得、不法行為その他の法律上の請求原因の如何を問わず、当社のユーザーに対する損害賠償の範囲は、①当社の行為を直接の原因として現実に発生した通常の損害に限定され、逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、派生的損害、付随的損害及び特別損害（当社の予見の有無及び予見可能性の有無を問わないものとし、かつ②その損害賠償の上限は、当社がユーザーから現実に受領した MATIC を基準 MATIC レートで日本円に換算した額に相当する金額又はユーザーから支払いを受けた金額とします

第 19 条（利用制限等）

1. 当社は、ユーザーが、次の各号のいずれかの事由に該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合は、事前の通知、催告等を要することなく、またユーザーに対して何ら責任を負うことなく、当該ユーザーに対する本サービスの全部若しくは一部制限若しくは中止することができるものとし、
 - (1) 本規約等に違反した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 差押え、仮差押え又は競売の申立てがあった場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
 - (6) ユーザーが死亡又は倒産若しくは廃業した場合
 - (7) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与への関与又は疑われる行為と判断した場合
 - (8) 他のユーザーになりすましていることが判明した場合、又はそれらの疑いがある場合
 - (9) ユーザーの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (10) 当社からの連絡が不能である場合

- (11) 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
 - (12) 本規約の変更に同意しない場合
 - (13) ユーザーが本サービスの運営を妨げる行為、及び支障をきたす行為を行った場合
 - (14) ユーザーが第 13 条に定める行為を行ったと当社が判断した場合
 - (15) PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP の売買、保有又は利用が禁止、制限又は規制されている国又は地域の国籍を有する者又は居住者である場合
 - (16) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかに該当する場合
 - (17) 過去、当社にて本サービスの利用制限を受けた者である場合
 - (18) 前各号に定める事由の他、本サービスを利用させることが不適切であると当社が合理的に認める場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。
 3. 当社は、第 1 項に定める措置によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 20 条（反社会的勢力の排除等）

1. ユーザーは、反社会的勢力に該当しないことを表明します。
2. ユーザーが、自ら又は第三者をして以下の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計も若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他、方法及び態様の如何を問わず、第 1 号乃至第 4 号に準ずる不当な行為
3. ユーザーが反社会的勢力であることが判明した場合、事前の通知、催告等を要することなく、当該ユーザーに対する本サービスの全部若しくは一部制限若しくは中止その他必要な措置を講じることができるものとします。

4. 当社は、前項に定める措置によりユーザーに生じた損害についてその責任を負わないものとします。

第 21 条（本規約の変更）

1. 本規約は、次の各号に掲げる場合に変更されることがあります。
 - (1) 変更の内容が、ユーザー一般の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項に基づき本規約を変更する場合には、その効力発生時期を定め、その効力発生時期までに、予め、本規約を変更する旨、当該変更後の内容及び当該変更の効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載その他の当社が適切と認める方法によりユーザーに周知するものとします。

第 22 条（通知）

1. 当社からユーザーへの通知は、本規約に特段の定めがない限り、電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載その他の当社が適切と認める方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社からユーザーへの通知を電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社ウェブサイトへの掲載がなされた時にユーザーに到達したものとします。

第 23 条（権利義務等の譲渡等）

1. ユーザーは、予め当社の書面による承諾がない限り、個別契約上の地位及び本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。
2. 当社は、本サービスに関する事業を合併、会社分割、事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、個別契約上の地位、本規約に基づく権利義務及びユーザー情報を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡について本項において予め同意したものとします。

第 24 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本サービスに関連して、当社とユーザーとの間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 6 月 26 日制定

PLAYLIVING IZU TICKET

利用ルール

この利用ルール（以下「本ルール」といいます。）は、株式会社 Urban Sharing（以下「当社」といいます。）が提供する PLAYLIVING IZU TICKET に関するサービス（以下「チケットサービス」といいます。）の利用方法を定めるものです。

第 1 条（目的）

PLAYLIVING IZU TICKET 保有者（次条で定義されます。以下同じです。）は、当社が別途定める PLAYLIVING MEMBERSHIP & TICKET 利用規約（以下「本規約」といいます。）、ヴィラの宿泊約款その他のチケットサービスに関連して適用があるものとして当社が Neut ウェブサイトを通じて公表する又は PLAYLIVING IZU TICKET 保有者に対して通知する規約、利用ルール、ガイドライン、FAQ 等を遵守の上、本ルールの定めに従うものとします。

第 2 条（定義）

本ルールで用いる語句の意義は、以下に定めるほか、本規約で定めるとおりとします。

(1) 「オペレーター」とは、ヴィラの所有者又はヴィラの所有者が指定する管理者をいいます。

(2) 「宿泊契約」とは、第 4 条第 2 項に規定する宿泊契約をいいます。

(3) 「ヴィラ」とは、当社が運営する以下に示す宿泊施設をいいます。

名称：PLAYLIVING IZU

住所：静岡県伊東市富戸 925

別荘地番号：伊豆急行伊豆高原分譲地 20 次 143

(4) 「Neut 予約サイト」とは、株式会社 Pictors & Company が提供するヴィラを、チケットサービスを利用して予約するためのウェブサイトをいいます。

(5) 「本宿泊予約期限」とは、当社が宿泊約款等で別途定める、ヴィラへの宿泊予約の期限をいいます。

(6) 「本 NFT」とは、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP 又は PLAYLIVING IZU TICKET の総称をいいます。

(7) 「PLAYLIVING IZU TICKET 保有者」とは、ユーザーのうち PLAYLIVING IZU TICKET を保有する者をいいます。

第 3 条 （宿泊予約の申込み等）

1. PLAYLIVING IZU TICKET によるヴィラの宿泊予約の手順は以下のとおりとします。

(1) PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、PLAYLIVING IZU TICKET が付与された日から、当該 PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利の利用に係る宿泊予約の申込みを、PLAYLIVING IZU TICKET の有効期間内の日付を選択のうえ、Neut 予約サイトを通して行うことができます。かかる宿泊予約の申込みは、当社が Neut 予約サイト上で当該申込みを受信した時点で、宿泊予約の申込みが行われたものとし、当社が当該申込みを承諾した時点で宿泊予約が完了します。

(2) PLAYLIVING IZU TICKET の有効期間内に宿泊予約の申込みがなされなかった場合、PLAYLIVING IZU TICKET によりヴィラの宿泊予約及び宿泊をすることはできなくなります。この場合、PLAYLIVING IZU TICKET の有効期間の満了日の翌日以後、当社の判断により当該 PLAYLIVING IZU TICKET を償却することがあります。

(3) PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、PLAYLIVING IZU TICKET の有効期間内に行われる宿泊予約の申込みから宿泊の終了まで PLAYLIVING IZU TICKET を保有していることを条件として、ヴィラの宿泊料を支払うことなく当該ヴィラを予約し、また、宿泊することができます。

(4) PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、前号に基づくヴィラの宿泊後、当該ヴィラの宿泊に用いた PLAYLIVING IZU TICKET により、ヴィラの予約及び宿泊をすることはできなくなります。

(5) PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP に関し、当社は、効力発生日から 20 年間、毎年 1 回、合計 20 回、PLAYLIVING IZU TICKET の受領権限に関する情報を記録しており、PLAYLIVING IZU MEMBERSHIPPLAYLIVING IZU TICKET 保有者が第 1 項に基づき、1 つの PLAYLIVING IZU TICKET を付与により受領する毎に、当該 PLAYLIVING IZU MEMBERSHIP に関して記録された受領可能な PLAYLIVING IZU TICKET の数量が減少しま

す。

(6) 当社は、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者以外のお客様に対しても宿泊サービスを提供しており、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者以外のお客様の宿泊予約が確定している日は、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は宿泊予約申込ができないことを、ユーザーはあらかじめ了承するものとします。なお、ヴィラに係る宿泊予約枠は、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者以外に対しては最大 4 ヶ月先まで、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は最大 12 ヶ月先まで解放することとします。

2. 本 NFT の保有者は、本 NFT の発行者である当社に対して議決権、配当請求権その他の請求権は一切有しません。

第 4 条（宿泊契約の成立等）

1. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、以下の各号に該当する場合には、前条第 1 項第(1)号に基づく PLAYLIVING IZU TICKET 保有者の宿泊予約の申込み及び同項第(4)号に基づく宿泊を行うことができません。
 - ① 第 3 条第 1 項第(4)号に定める条件を充たさない場合（宿泊予約の申込みから宿泊の終了までの間に PLAYLIVING IZU TICKET を保有しないこととなった場合）
 - ② PLAYLIVING IZU TICKET 保有者がヴィラの宿泊約款に定める宿泊拒否事由に該当する場合
2. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者の宿泊予約の申込みに対して、Neut 予約サイト上で当該申込みを受け付けた旨の表示がされた時点をもって、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者とヴィラのオペレーターとの間に宿泊契約が成立します。宿泊契約の内容は、オペレーターが定めるヴィラの宿泊約款によるものとします。

第 5 条（免責及び代替サービスについて）

1. 前 2 条の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当することにより、当社又はオペレーターが宿泊契約の履行が困難であると合理的に判断した場合には、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、当該 PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利の利用に係る宿泊予約の申込みができないことがあるとともに、宿泊契約が成立したときであっても当該宿泊契約に基づくヴィラの利用ができないことがあります。

- ① 火災、停電、施設の故障
 - ② 天災地変、戦争、政変、ストライキ
 - ③ 法令・規則等の変更、行政処分
 - ④ その他、オペレーターによる宿泊契約の履行が困難な事情があるとき
2. 前項の規定により、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者が、当該 PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利の利用に係る宿泊予約の申込みができなかった場合又は成立した宿泊契約に基づくヴィラの利用ができなかった場合には、当社は、当該 PLAYLIVING IZU TICKET 保有者に対して、別途当社が定める日程及び内容による代替サービス（以下「代替サービス」といいます。）を提供することがあります。
 3. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、第 1 項に該当することにより、当該 PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利の利用に係る宿泊予約の申込みができなかった場合又は成立した宿泊契約にしたがったヴィラの利用ができなかった場合、当該 PLAYLIVING IZU TICKET の表章する権利の内容が、代替サービスの提供を受けることができる権利に変更されることについて、あらかじめ同意したものとみなします。これらに該当する場合であっても、PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、当社又はオペレーターに対して金銭による補償等を請求することは一切できないものとします。

第 6 条（キャンセル）

1. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、Neut 予約サイトを経由してキャンセルする場合に限り、第 4 条第 2 項に基づき成立した宿泊契約のキャンセルの申込みをすることができます。
2. Neut 予約サイト上で、前項に基づくキャンセルの申込みを受け付けた旨の表示がされた時点で、宿泊契約がキャンセルされます。
3. 宿泊料に関するキャンセル料を支払う必要はありません。
4. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、第 2 項のキャンセルに関し、宿泊約款で定めるキャンセル可能期間内のキャンセルであれば、再度 PLAYLIVING IZU TICKET を使って宿泊予約をすることが可能ですが、キャンセル可能期間以降のキャンセル（当社に無断でヴィラに宿泊しない場合も含まれます。）をした場合は PLAYLIVING IZU TICKET を利用して宿泊予約をすること及びヴィラに宿泊することはできません。なお、無料キャンセル期間は当社が Neut 予約サイトをとおして、公表するものとします。

5. 宿泊料以外のオプションサービスに関するキャンセル料については、宿泊約款の定めに従います。
6. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、宿泊契約のキャンセル後であっても、当該 PLAYLIVING IZU TICKET の譲渡及び再予約の申し込みをすることができます。

第7条 (PLAYLIVING IZU TICKET の譲渡)

1. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、本条第5項に定める場合を除き、保有する PLAYLIVING IZU TICKET を第三者に譲渡することができます。
2. PLAYLIVING IZU TICKET を譲渡したユーザーは、当該 PLAYLIVING IZU TICKET を譲渡した時点で、当該 PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利を失うものとします。
3. PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利は、PLAYLIVING IZU TICKET と切り離して譲渡することはできません。ユーザーが、PLAYLIVING IZU TICKET が表章する権利を、PLAYLIVING IZU TICKET と切り離して譲渡しようとした場合、その時点で当該 PLAYLIVING IZU TICKET は無効となり、その表章する権利は消滅するものとします。
4. PLAYLIVING IZU TICKET の譲渡に関して、法令、本ルール若しくは本規約等に違反する行為があった場合又は著しく不適切な行為があったと当社が判断した場合、当社は、当該 PLAYLIVING IZU TICKET 及びその表章する権利を停止、制限又は消滅させることがあります。また、当社は、本項に基づく措置によって譲渡人又は譲受人に生じる損害等について、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切責任を負わないものとします。
5. PLAYLIVING IZU TICKET 保有者は、本宿泊予約日の前日午前0時以降、当該 PLAYLIVING IZU TICKET を譲渡することができないものとします。
6. 宿泊日付が刻印された PLAYLIVING IZU TICKET を譲渡した場合は、譲受人は、Neut ウェブサイトをとおして、譲渡したユーザーの宿泊予約情報を変更することにより、ヴィラに宿泊することができるものとします。

第8条 (本ルールとの適用関係)

宿泊契約が成立した場合は、当該宿泊契約に関するヴィラの宿泊約款等が適用されるものとしますが、当該宿泊約款等と本ルールが矛盾する場合は、本ルールが優先して適用されるものとします。

第 9 条（本ルールの変更）

1. 本ルールは、次の各号に掲げる場合に変更されることがあります。
 - (1) 変更の内容が、ユーザー一般の利益に適合する場合
 - (2) 変更の内容が、本ルールの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項に基づき本ルールを変更する場合には、その効力発生時期を定め、その効力発生時期までに、予め、本ルールを変更する旨、当該変更後の内容及び当該変更の効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載その他の当社が適切と認める方法により、ユーザーに周知するものとします。

第 10 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本ルールに関する準拠法は、日本法とします。
2. チケットサービスに関連して、当社とユーザーとの間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 11 条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、民法、その他の法令及び取引慣行にしたがい、当社及び PLAYLIVING IZU TICKET 保有者が互いに誠意をもって協議するものとします。

以上